



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2022 年 5 月号

No. 254

No.254 (2022 年 5 月号) <4 月 25 日発行>

2022年度がスタートしました

コロナ禍、ウクライナ問題等、世界が激動を続ける中、新年度がスタートしました。
会員の皆様からは、様々な立場で、この「変化の時代」に関する記事を投稿いただきました。



巻頭言

『この変化の時代にシステム監査が目指すもの』

会員番号：1709 荒町弘（副会長 近畿支部長）

2022 年度からは、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」実現に向けた取組みが行われます。私たちの日常生活を取り巻くあらゆるシーンでデジタル技術活用により利便性の向上や地域課題解決への取組みが、持続的に行われる中で、それらのサービスが安全に利活用できることは必須の条件です。サービス実装のプロセスにおいては、DX への対応も加味されます。デジタル実装という大きな社会変化が起こりつつある中で、IT 人材、DX 人材と並んで、システム監査人の育成も求められる時代になりつつあると考えます。

私の住む大阪では、2025 年に大阪国際博覧会（大阪・関西万博）を見据えた取組みが加速していきます。大阪・関西版万博のコンセプトは「未来社会の実験場」であり、Society5.0 を実証する場として位置づけられており、IoT、AI、ロボティクス、ビッグデータ等の先端技術を用いた超スマート社会の実現を目指すものとなっています。

世界が注目する万博を行うことは、インバウンド等による大きな経済効果が期待できる一方で、あらゆるリスク対策についても十分な措置を講じておく必要があります。特に、世界的に被害が増加しつつあるサイバー攻撃に対して十分な対策を講じておくことは喫緊の課題であると考えます。

あらゆるサービス提供やその仕組みは、デジタル・インフラ基盤、そしてサービス基盤の上で構成されます。その基盤やサービスの構築から運用、更には 2025 年以降の継続的活用までも見据えたシステムの安全性確保に向けては、システム監査やセキュリティ監査の必要性が益々高まると考えます。デジタル社会全体の安全性確保を支援する「システム監査人」としての経験・スキル習得が一層必要になると考えます。

以上

<目次>

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

○ 巻頭言	1
『この変化の時代にシステム監査が目指すもの』	
1. めだか	3
【 この変化の時代にシステム監査が目指すもの - 生き物とは - 】	
2. 投稿	4
【銀行勘定系システムの共同化～古くて新しい課題】	
【コラム】システム監査のための、法律・会計再入門 (5)	
3. 本部報告	10
【第 265 回月例研究会：講演録】	
テーマ：「子どもたちのサイバー犯罪・トラブルの実態と事業者側におけるリスク」	
4. 注目情報	12
第 7 回産業サイバーセキュリティ研究会が開催されました。(経済産業省)	
5. セミナー開催案内	13
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
6. 協会からのお知らせ	14
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
7. 会報編集部からのお知らせ	16

めだか 【 この変化の時代にシステム監査が目指すもの - 生き物とは - 】

この変化の時代にシステム監査が目指すものを考える。この変化の時代とは、気候変動を始めコロナウイルスパンデミック、等々であり、システム監査が目指すものとは正しさである。現代において私たちは常に変化と共にあることを知りシステム監査を考える。



さて、“この地球に生命が誕生したのも、現在たくさんの生き物が存在することも、そして死ぬことも、全てなるほどと思える「そもそも」の理由があるのです。当然、私たち人間が死ぬことにも、理由があるのです。その生き物の不思議な謎を解くカギは「進化が生き物を作った」という事実です。地球に存在する生き物は全て、進化の結果できたものです。なんでこんな形になったのか、なんでこんな性質があるのか、この遺伝子はいったい何のためにあるのか、そしてなぜ生きているのか、などなど、全てのことに、進化で生き残ってきた偶然と必然の理由があるに違いありません。”と筆者はいつている。

“地球はまさにこの新鮮さに満ちています。全てが常に生まれ変わり、入れ替わっています。先ほど挙げた「作っては分解して作り変えるリサイクル」を思い出してください。このことを「ターンオーバー (turn over/ 生まれ変わり)」ということにしましょう。”という。そして、“絶滅によって支えられているものとして、6650万年前の中生代までは隅っこに追いやられていた哺乳類ですが、恐竜が絶滅してくれたおかげで、食料と生きる空間を急速に拡大しました。”つまり、“多様な個体が多様な集団を作り、多くが絶滅する中でたまたま生き延びた集団があったというわけです。”ということである。

“食べられないことが生きること、食べることが生きること”という言葉がある。“小さい生き物は逃げること、つまり「(他の生き物から) 食べられないことが生きること」、一方、比較的大きな生き物は自分の体を維持するために、「食べることが生きること」ということになります。また、死に至る過程を見てみると、人間に飼育されている動物以外は、人間のような長い老化期間はなく、生殖というゴールを通過すると寿命がきてピンピンコロリと死ぬことがほとんどです。”というわけである。“死は生命の連続性を支える原動力”といわれるのは、生き物にとって死とは、進化、つまり、「変化」と「選択」を実現するためにある。壊れないと次が出来ない、これは、まさに、「ターンオーバー」そのものである。

然るに、ヒトがつくったAIは、ヒトが理解できない存在になっていく可能性がある。目まぐるしく変わる歴史の変わり目と同じであろう。この変化の時代に、システム監査が目指すものを考え、そして、さまざまな出来事と役割に対し、改めて考えてみるのが求められる。(空心菜)

資料：「生物はなぜ死ぬのか」小林武彦 著 講談社現代新書 2615

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、S A A Jの見解ではありません。)

<目次>

投稿【銀行勘定系システムの共同化～古くて新しい課題】

会員番号 436 大石正人

地域金融機関では各銀行・信用金庫で独自のシステムを持たず、共同システムを構築、利用している事例があります。Chance 地銀共同化システムもそのひとつで、地方銀行8行が同じシステムを利用していますが、2022年3月26日にシステムが稼働するデータセンターでの電源支障から、システム障害で参加銀行のATMが長時間にわたり使えなくなりました。

同システムは外資系大手ITベンダーに外部委託する形で運営されており、メガバンクに統合した都銀の勘定系システムをベースとしています。2020年からはクラウドシステムをベースとした基盤に移行したサービスに移行しています。原因などは2022年4月初の時点では未詳ですが、ある意味で共同システムの「共倒れリスク」が顕現化した事例といえるでしょう。

(注) IBM Japan Newsroom - ニュースリリース「Chance 地銀共同化プロジェクト、デジタルサービス・プラットフォームのサービスを開始 2020年6月16日」

<https://jp.newsroom.ibm.com/2020-06-16-chance-regional-bank-collaboration-project-digital-service-platform-service-start>

システムの共同化の事例は金融基幹業務の根幹をなす勘定系システムで顕著です。金融機関のシステムにかかる安全対策のガイドラインなども出している金融情報システムセンター(FISC)によると(注)、2016年3月時点で、255信用金庫、149の信用組合、73地方銀行が共同センターを利用していました。

(注)「金融機関における外部委託に関する有識者検討会報告書」(2016年6月)

金融機関はなぜ自営でシステムを運営するよりも、外部委託による共同化を選択するのでしょうか。少し古いですが、日本銀行が2009年6月に公表したレポートによると、金融機関へのアンケート結果として、共同化を実施しないし予定している先が7割、という中にあって、共同化への期待について、システム経費の削減を挙げた先が9割、以下、機能の強化・サービスの提供(73%)、自社のシステム要員の圧縮・適正化(53%)となっています。一方、共同化を予定していない先に、共同化を選択しない、ないし懸念している事項を尋ねたところ、システム仕様の柔軟性低下で業務運営の自由度が損なわれる、と回答した先が約9割で、以下、共同化参加行間の調整でシステム開発の迅速性・柔軟性が損なわれる(82%)、自社職員のシステムスキルの維持に不安(61%)などとなっています。

つまり共同化を選択するのはコストと人員の抑制にあり、選ばないのは運営の自由度に加え、それを支える人材について共同化＝外部委託によるスキルの低下を懸念していたわけです。こうした状況は2022年時点でも、地域金融機関の経営環境が一段と厳しくなる中で、大きな変化はないものと推測されます。

共同化を選択するのは金融機関の業務は共通部分が多く、少し前の会報投稿で触れたように「安定稼働してくれて当然だからこそ、ある意味で維持費用のかかるお荷物になりがちな存在」なので、共同化によるメリットが出やすいから、だと思われます。またシステムを提供するITベンダーも、金融機関を顧客として取り込むうえで、共同化＝システムの共有化、共同運営によるメリットは大きいはずで。

一方で共同化に踏み切らない先が懸念する通り、共同化でシステム要員が圧縮できるとしても、そのことでシステムの開発、あるいはその前提としての業務運営や商品開発の自由度が損なわれる心配も確かにあります。

それならいっそ、金融機関は経営統合して、システムだけでなく業務運営も一本化したら、という極論もあり得ます。こうしたモデルは実際にあり、郵便局を拠点として運営されるゆうちょ銀行が代表的ですが、JAバンク、労働金庫も全国ネットでシステムが運営されています。全国どの店舗へ出かけても、ほぼ同じサービスが受けられる、と考えてよく、ある意味では、全国津々浦々、業務エリアを分担してサービスを提供するモデル、といえるでしょう。

こうした一方で信用金庫や信用組合は、ほとんどの組織が共同システムに加盟しているのに、業務運営はそれぞれ別々の組織に依拠しています。しかも規模は様々で、かなり大手の信用金庫が自営システムから共同センターへ加盟する事例もありました。もちろん今でも、東京や京都を代表例として、自営システムを維持している事例はあるのですが、信用金庫の場合でその数は10金庫程度にとどまっています。

信用金庫、信用協同組合及び労働金庫は協同組織金融機関(金融庁の呼称)などと呼ばれ、会員・組合員の出資により成り立っています。この点は農協系も類似しています。しかも中央組織があり、システム以外にも事業を協働で進める「文化」があるため、システムの共同化もその一環としてとらえることができます。共同化の範囲は幅広いのですが、加盟金融機関は自己のニーズや体力に応じて、利用する範囲を決めることができるほか、利用規模

によって支払いコストも変わるため、体力に応じた提供を受けることができます。逆に共同化の範囲内でしかシステムニーズを満たせないの、独自の体力のある金融機関は自営システムを維持しています。

地方銀行の場合、従来は、システム共同化はできるだけ営業エリアの重ならない地域の銀行が参加する形をとってきました。共同化が金融機関の再編を想像させるからでしょう。例えば今回センターでのシステム障害が起きた事例では、九州、中国、四国、近畿、関東の2つの金融グループを含む8行に影響が及びました。

(注) めぶきフィナンシャルグループ、百十四銀行、十六銀行、南都銀行、山口フィナンシャルグループが参画(先述のIBM プレスリリース)

実は共同化により業務運営の独自性が失われる、という懸念を抱く先もあるなかで、逆に共同化により、ノウハウや知恵を出しあうことにより、自社にないサービスを実現したり、システム人材の有効活用、またITベンダーとの協業による最新技術の活用など、様々なメリットを享受する可能性も広がるのです。システム共同化がきっかけになって、商品やサービス、事務の共通化を実現している事例も広がっています。そして何より、共同センターやシステム会社への出向などを通じ、システム要員の育成につながる面も見逃せません。

最近研修などの機会も減り、事情は変わってきているようですが、地方銀行も協会などを通じた交流があり、地域が重ならないことでかえってシナジーが働く面があるようです。

このほか、先の日銀アンケートで共同化のメリットとして4番目にシステムの安定性・可用性の向上(31%が選択)も挙げられています。そのうえでこのアンケートを実施した2009年時点では、「顧客に影響を及ぼすシステム障害の発生件数と、障害発生後の復旧時間の変化として4割でシステム障害件数が減少、逆に増加した先は約1割に止まり、障害復旧時間も約4割の先が短縮し、長期化したとの回答は約1割に過ぎない」としています。

こうした回答の背景には、共同センターで運営することにより、例えばシステムの二重化、センターの複数拠点化、安定稼働のための投資や要員の訓練、など、金融機関単独ではコストや人材の制約から手が回らない様々な仕組みが活用可能になっている、といったことが考えられます。

システムの安定稼働は共同センター運営の根幹をなすものですから、各金融機関ともサービス契約を結んで、システムダウン時のペナルティなどを定めたうえ、稼働状況の定期的な報告を受けるなど、外部委託先管理に工夫を凝らしています。ただあまりに共同化の参加金融機関が多くなると、どうしても他人任せになりがちなこととも事実であり、例えばセンターへの立入監査のあり方なども含め、リスク管理面からの工夫が必要になるでしょう。

今回のChance地銀共同化のシステム障害は、冒頭に述べた通り、残念ながら共同データセンターの電源支障がきっかけになったとされます。通常データセンターは、無停電電源装置を備えることで雷などによる瞬電への対策や電源の取り入れルートを複線化するなど、電源の確保に十分な備えをしているはずですが、にもかかわらず、障害回復に時間を要したのは、一部報道によれば「銀行のシステムが使えるようにするには、各行ごとに再起動する必要がある時間がかかる」という事情もあったようですが、他山の石として教訓を生かすためには、いずれにしても今後の追加情報を待つことになりそうです。

なお、この共同システムのセンターは、2021年9月に外資系ITベンダーが鳴り物入りで実施した分社化(インフラストラクチャー部門を別会社化)により誕生した会社が運営しています。結果的に今回のシステム障害で知名度が高まる皮肉な結果を生みましたが、大手ITベンダーとして今後も安定稼働への責任ある関与を期待したいと思います。ちなみに共同システムの開発・運用はこのベンダーと地方銀行が出資・運営する会社が担い手となっています。

クラウドサービスの採用が相次いでいますが、ある意味で同サービスは究極の共同システムと見ることもできるでしょう。地銀共同システムは、参加金融機関、提供ITベンダーが相互に顔の見える関係の中で運営される、という意味で、リスク管理面で一日の長、創意工夫の余地があります。その分だけ、人材の確保も含め、コスト面の制約は大きいはずですが、金融機関が今後もイノベティブな存在であるためには、IT運営のノウハウは不可欠だと考えられます。

今回既述の日銀による2009年のアンケート結果のほか、その後に出されたFISCやその他の機関の公表資料も参照しましたが、10年以上前の日銀レポートでの整理はまだまだ有効な印象を持ちました。これからも金融機関のシステムを含めた経営環境はさまざまな様相を見せながら変化を遂げていくでしょう。こうした観点から、システムリスク管理やシステム監査、ひいてはITガバナンスの観点から、今後も共同システム運営のありかたに注目していきたいと思っています。

<目次>

【コラム】システム監査のための、法律・会計再入門 (5)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1.はじめに

前回も取り上げたように、2月22日、遂に国産のコロナ治療薬の承認申請が行われた。この新薬はo(オミクロン)株にも効果があるとのことで大変な朗報である。また、3月25日、承認後の100万人分の供給について厚生労働省と製造元が基本合意するなどこの1カ月で事態は好転しつつある(→[4,5,6])。国産の治療薬やワクチンの承認に時間が掛かる原因の1つに臨床試験数の問題がある。しかし、その元凶は、やはり、2006年の会計制度の改悪による「研究開発費の一律費用処理&損金不算入」であることは明らかであると思われる。製造業や製薬業の苦境は年々深刻度を増している。**遅くとも、2023年4月には改正法令を施行するべき**であるが、どうしてもできないならば、経団連や公認会計士協会の要望に応じて、**個別財務諸表においても国際会計基準(IFRS)や日本版修正国際基準(JMIS)の任意適用を、政令または法務省令/内閣府令(金融庁)で認めるべき**である。なお、新型コロナ以外にも、癌の治療にも新たな方法が発見されているが、これらの進捗のためにも、研究開発に不利な原状は早急に改めるべきである(→文献[7])。我々日本人は、この危機を乗り切らねばならない。

§2.高校での新カリキュラムの施行

待ちに待った高校での新カリキュラムが本年4月に施行された。戦後教育の三大誤謬1つである「ゆとり教育」からの決別を意味するものであり、大変喜ばしい。特に、我が国の産業競争力に壊滅的な打撃をもたらした「第一次ゆとり教育」の象徴である「現代社会」が35年掛かって廃止されたことは慶賀に堪えない。また、以下の3点也非常に歓迎されるべきことである。

- ①当初削減が検討された漢文が、「言語文化」の中でむしろ拡大された。
- ②共通テストで「情報Ⅰ」が受験必修となった。
- ③旧帝大を始めとする所謂有名大学の文系において、共通テストの数学が「数学ⅠA」及び「数学ⅡBC」となり、**ベクトル(2次元及び3次元)・複素数平面が文系でも出題範囲**となった(二次試験では「数学Ⅲ」の行列も出題範囲)。
- ④「数学Ⅰ」だけでなく、「**理数探究**」及び「**情報Ⅰ**」でも**統計の知識が必須**となった。
- ⑤「数学Ⅰ」で立体図形(特に正多面体)を充実させたこと。
- ⑥「数学Ⅲ」で行列が復活した。

★問題点★ベクトルが未履修では物理基礎の学習の支障となるので、次の改定で統計分野を「情報Ⅰ」に移動させ、ベクトルは「数学Ⅰ」または「数学Ⅱ」に移動させるべきである。また、指数関数と対数関数も「数学Ⅰ」に移動させるべきである。

★問題点★GHQ統治下の1947年、日本数学会と日本物理学会が分断された。その結果、戦前は微分積分の延長上に物理の教育が行われたのにこれが破壊されるとともに、(京都府・奈良県を除く)近畿・中国地方を中心に数学と物理の間にエアポケットが出現した。更に、1958年を境に「数学教育の現代化」のスローガンのもと、大学の数学教育が急速にBourbakism至上主義に傾斜した。その結果、具体的なイメージや効用を教えず、ひたすら(ある意味でStoicに)「公理→定理→証明」を繰り返す教育以外が邪道と看做される傾向が強まった。このことは、学生の消化不良を助長するとともに物理・工学の教育に支障を来すとともに、我が国の産業競争力に重大なダメージを与えた。

また、高校1年からの「物理基礎」を指定している高校では大量の消化不良が発生し、深刻な事態を招いている。文部科学省は「**数学Ⅲ**」のベクトル部分を高校1年で履修させるとともに、「**物理基礎**」の前提として、**三角関数・ベクトルの履修をさせるように、「物理」の前提として、指数関数・対数関数・(少なくとも数学Ⅱの)微分・積分を履修をさせるよう、行政指導するべきである。当然のこととして、(六年一貫制の中高を除き)高校1年での「物理基礎」の設定はしないよう、行政指導するべきである。**

§3.消費税法のインボイス方式への移行

2023年10月より、消費税はインボイス方式に移行する。以下の設例を考える。

〔設例 3.1〕 X1年2月1日、消費税の免税事業者であるA社はB社に機械甲1台を11,000,000で販売し、同年、3月1日にB社はC社に15,000,000(税抜き)で転売した。この場合のB社の仕訳と消費税の納税額を求めよ。ただし、これ以外の取引は無いものとし、3社とも3月末決算であり、税抜き経理であり、本則課税事業者である。消費税の課税期間は4月1日～翌年3月31日とする。また、機械甲に課税される消費税率は10%とする。

- (1)X1年が2022年である場合。仕訳は三分割法とする。
- (2)X1年が2022年である場合。仕訳は売上原価対立法とする。
- (3)X1年が2023年である場合。仕訳は三分割法とする。
- (4)X1年が2023年である場合。仕訳は売上原価対立法とする。

§4.研究開発費と会計基準

まず、研究開発費と「のれん」について、国際会計基準(IFRS)、修正国際基準(JMIS)、日本基準の対比を掲げる。

		IFRS 国際会計基準	JMIS 修正国際基準	日本基準
改廃権限		IASB 国際会計基準委員会	ASBJ 企業会計基準委員会	ASBJ 企業会計基準委員会
会計処理	研究開発費	資産計上OK	資産計上OK	一律費用処理 〔税法は金額的に重要な部分が損金不算入〕
	のれんの償却	なし	20年以内に均等償却 (定額法で償却)	20年以内に均等償却 (定額法で償却)
	のれんの減損	減損テストで一括減損	例外処理	例外処理
	OCIのリサイクル	「その他有価証券評価差額金」などはリサイクルなし	「退職給付債務」関連2項目のみリサイクルなし	「退職給付債務」関連2項目のみリサイクルなし
	OCIの税効果	「その他有価証券評価差額金」などは税効果なし	「退職給付債務」関連2項目のみ税効果なし	「退職給付債務」関連2項目のみ税効果なし
適用	税法	×	×	○〔課税主権による〕
	個別会計	×	×	○
	連結会計	△(条件付き)	△(採用実績極少数)	○
製造業の経営者の目線	長所	研究開発費が資産計上できるため、新製品・新薬の開発が容易。	研究開発費が資産計上できるため、新製品・新薬の開発が容易。	
			子会社や孫会社の損失がのれんの減損に直結せず、のれんの償却制度により激変緩和可能。	子会社や孫会社の損失がのれんの減損に直結せず、のれんの償却制度により激変緩和可能。
	短所			研究開発費が一律費用処理され、金額的に重要な部分が税法上損金算入されない為、研究開発の阻害要因となっている。
		子会社や孫会社の損失が、のれんの減損に直結し、重大な経営リスクに直面する。		
製造業への投資家目線	長所			研究開発費が一律費用処理されるため、同業種内での業績比較可能性に優れる(新自由主義者の言い分)。
	短所	研究開発費の資産計上基準が会社によってバラツキがあるため、同業種内での業績比較可能性が劣る。	研究開発費の資産計上基準が会社によってバラツキがあるため、同業種内での業績比較可能性が劣る。	
製造業以外を含む一般の投資家目線	長所	「のれんの償却」が無いため、投資先の純資産が時間とともに減少しないので有利。		
			OCIのリサイクルのため、当期純利益がより正確に把握できる。また、法人税等の計算をPLのみから行うことができる。	OCIのリサイクルのため、当期純利益がより正確に把握できる。また、法人税等の計算をPLのみから行うことができる。
	短所		「のれんの償却」のため、投資先の純資産が時間とともに減少するので不利。	「のれんの償却」のため、投資先の純資産が時間とともに減少するので不利。
		OCIの重要部分がリサイクルしない、当期純利益が単年度の純利益そのものではない。また、法人税等の計算が複雑になる。		

これまで述べてきたように、2006年度の制度改悪により、**日本基準では研究開発費は一律費用処理されるにも関わらず、税法上は金額的に重要な建物・機械・知的財産権の取得において損金算入が不可**である。これは研究開発費が接待交際費や罰金・課徴金と同じ扱いになっていることを意味する。G7 唯一の狂態であり直ちに是正するべきである。

国際会計基準では**研究開発費の一部は資産計上できるが、「のれん」が償却ではなく減損処理であるため、子会社の損失が「のれん」の一括減損に直結し、経営危機を惹起するリスク**がある。こうした点も踏まえ、我が国のASBJは国際会計基準において償却方式に改めることを主張するとともに日本版修正国際会計基準(JMIS)を制定した。JMISは研究開発費の取り扱いはIFRSと同じである一方、「のれん」の会計処理は償却方式であるため、「のれん」に関する激変緩和が可能である。筆者は各種パブコメ等でも指摘しているように、JMISは大変優れた基準である。

上述のように、2006年の会計制度の改悪による「研究開発費の一律費用処理&損金不算入」により、製造業や製薬業の苦境は年々深刻度を増している。**遅くとも、2023年4月には改正法令を施行するべき**であるが、どうしてもできないならば、経団連や公認会計士協会の要望に応じて、**個別財務諸表においても国際会計基準(IFRS)や日本版修正国際基準(JMIS)の任意適用を、政令または法務省令/内閣府令(金融庁)で認めるべき**である。

\$5.SAPのためのドイツ語入門

今回はSAPの伝票テーブルを取り上げる。ドイツ語を学ぶことは英語力の強化にもつながる(→[8,9,19,11])。なお、管理領域(KOKRS)はKostenrechnungskreisであり直訳は「原価計算単位」、会社コード(BUKRS)はBuchungskreisであり直訳は「会計単位」、プラント(WERKS)はWerke/Niederlassungenであり直訳は「作業場所/支店」、出荷ポイントはVersandstelle/Annahmestelleであり直訳は「配送場所/受取場所」である。

			英語版	ドイツ語版	日本語版の例	日本語直訳
一般伝票	ヘッダ	BKPF	Accounting Document Header	Belegkopf für Buchhaltung	会計伝票ヘッダ	会計伝票ヘッダ
	明細	BSEG	Accounting Document Segment	Belegsegment Buchhaltung	会計伝票明細	会計伝票明細
	汎用明細	ACDOCA	Universal Journal Entry Line Items	Buchungsbelegpositionen	会計伝票汎用明細	会計伝票汎用明細
GL勘定	未決済	BSIS	Buchhaltung: Sekundärindex für Sachkonten	Buchhaltung: Sekundärindex für Sachkonten	勘定コードの二次索引	GL勘定の二次索引
	決済済み	BSAS	Buchhaltung: Sekundärindex für Sachkonten (ausgeglichte Posten)	Buchhaltung: Sekundärindex für Sachkonten (ausgeglichte Posten)	決済明細	GL勘定の二次索引(決済済み)
債権	未決済	BSID	Accounting: Secondary Index for Customers ~ Generated	Accounting: Secondary Index for Customers ~ Generated	得意先の二次索引	債権の二次索引
	決済済み	BSAD	Accounting: Secondary Index for Customers (Cleared Items)	Accounting: Secondary Index for Customers (Cleared Items)	決済明細	債権の二次索引(決済済み)
債務	未決済	BSIK	Accounting: Secondary Index for Vendors ~ Generated	Accounting: Secondary Index for Vendors ~ Generated	仕入先の二次索引	債務の二次索引
	決済済み	BSAK	Accounting: Secondary Index for Vendors (Cleared Items)	Accounting: Secondary Index for Vendors (Cleared Items)	決済明細	債務の二次索引(決済済み)
管理会計	ヘッダ	COBK	CO Object: Document Header	CO-Objekt: Belegkopf	CO 対象: 伝票ヘッダ	原価オブジェクト: 伝票ヘッダ
	明細	COEP	CO Object: Line Items (by Period)	CO-Objekt: Einzelposten periodenbezogen	CO 対象: 明細(期間別)	原価オブジェクト: 明細(期間別)
	明細の決済	COEPD	CO Object: Line Item Settlement, Not Valuated, With Status	CO-Objekt: Einzelposten Abrechnung unbewertet mit Status	CO 対象: 明細決済(評価無しステータス有り)	原価オブジェクト: 明細決済(評価無しステータス有り)

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用等については、必ず、御自身でご担当の顧問会計士その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1]「軽減税率」田淵隆明が語る、IFRS&連結会計〔I〕〔II〕: "In Varietate Concordia", EUの知恵に学べ IFRSでは何故そう考えるのか?Ver7 (2021/03/08 及び 2021/03/15)
- [2]「軽減税率」田淵隆明が語る、「インコタームズと連結上の照合・相殺消去」再考(2021/03/01)
- [3]「軽減税率」田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋": ~消費税導入以来の制度上の盲点~ ~国民の大半の理解を得られる処方箋は何か?~
- [4]どこまで進んだ? 国産の新型コロナウイルス感染症の治療薬とワクチンの開発状況
<https://medicaldx-jp.com/news/325>
- [5]植物由来 COVID-19 ワクチン「COVIFENZ®」(MT-2766) カナダにおいて承認を取得
<https://www.mt-pharma.co.jp/news/2022/MTPC220224.html>
- [6]新型コロナウイルス感染症(COVID-19)治療薬 S-217622 の国内供給に向けた厚生労働省との基本合意書の締結について
<https://www.shionogi.com/jp/ja/news/2022/03/20220325.html>
- [7]新しい選択肢、患者の希望に ~「第5のがん治療」開発者・小林久隆氏に聞く~(光触媒療法)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/7c79b92bec3574c5f1118d44eca92cbfb3fb4a6c>
- [8]SAPのオンライン・マニュアル
[https://lyricsodus.com/skill/SAP.html?genre=\(KKF6M%20OR%20KKF6N\)&lang=ja-JP](https://lyricsodus.com/skill/SAP.html?genre=(KKF6M%20OR%20KKF6N)&lang=ja-JP)
- [9]SAPのトランザクション・コード一覧(SE93でも検索可能)
http://www.enjoyops.de/interessantes/index/ja/tcod/tcod_k_ja.php5
- [10]語源 <http://gogengo.me/roots/346>
- [11]英語の後置形容詞 <https://shinuwaeng.com/adjective-kouchisyusyoku>

<目次>

第 265 回月例研究会：講演録**テーマ：「子どもたちのサイバー犯罪・トラブルの実態と事業者側におけるリスク」**

会員番号 6023 山口 達也（月例研究会）

【講師】岡崎女子大学子ども教育学部講師・愛知県青少年保護育成審議会 審議委員**花田経子（はなだ きょうこ）氏****【日時・場所】2022 年 3 月 4 日（金）18:30 - 20:30、オンライン（Zoom ウェビナー）****【テーマ】「子どもたちのサイバー犯罪・トラブルの実態と事業者側におけるリスク」****【要旨】**

今、小学校・中学校・高等学校の学びの現場が大きく変貌していることをご存知ですか？ ようやく教育現場にも DX の流れが到着し、GIGA スクール端末の導入・運用、中学高校を中心とした情報・統計に特化したカリキュラムの改編が行われています。このような学校現場で育つ子どもたちに対し必要な情報セキュリティ教育はまだ十分ではありません。現状で子どもたちが被害者・加害者になってしまうサイバー犯罪やトラブルがどのように発生しているか、皆様方の事業運営にどのように影響してくるのか、その対策とは何かについてお話しさせていただきます。

【講演録】

本講演においては、子供たちが抱えているサイバー空間におけるリスクを必ずしも事業者側が認識できていないという問題意識の基、現在、子供たちが置かれている環境認識、それを支援する側に必要な対応について解説を頂いた。

I. 子供たちが置かれている現状環境認識

一般では、SNS によるコミュニケーショントラブルやサイバー犯罪への関与等が言われているが、これの実態は必ずしも正確に認識されていない。SNS でのトラブルはわかりやすいトラブルであり、関心も高い問題ではあるが、実際にコミュニケーショントラブルが発生しているという自覚があるのは 10% 程度という話がある。また少年犯罪は年々減少する傾向にあるが、いわゆる不正アクセス禁止法に関連する事案は依然として一定数発生している状況にある。現在の子供はあまり新聞テレビ等のマスメディアは見ておらず、ネットワークから情報を得ていたり、情報収集に限らず、娯楽や勉強等においてもネットワークを活用している場面は多いが、大人からはこの状況は「ずっとスマホをいじっている」としか見えていない可能性がある。

現状のサイバー空間における子供の安全確保は必ずしも十分ではなく、適切に対応するには、私たち大人の常識と子供の常識は必ずしも同じではないことを理解し、子供の常識をしっかりと把握することが必要である。

II. 支援する側のポイント

このような子供の置かれた環境において、大人がそれを支援していくためのポイントには次の 3 点がある。

II-1. 子供の常識を正しく知る

小中学校における IT 教育の一環として進められてきた通信端末の配布もほぼ完了し、インターネットの利用率は飛躍的に上昇している。利用目的は動画閲覧、ゲーム、SNS 等が主なものであるが最近では検索（勉強の一環）も増

加の傾向にある。先に述べた通り今の子供はマスメディアをほぼ見ない。従来我々がテレビや新聞から得ていた情報もスマートフォンから得ているのが現状。子供にとってインターネットは生まれた時から存在するインフラで、ネット上の出来事はリアルな出来事の延長線にあるものと考えている。このことは人間関係構築においても影響を与えており、従来の学校のクラス等と異なり可視化されていない場所でのネットワークが存在する。更には、この可視化されていないネットワークを複数使い分けている場合もあり、使い分けているネットワーク間の境界を他者によってむりやり破られることに大きなストレスを感じる

このように、インターネットを中心としたサイバー空間に対する思いや常識は、我々大人とは大きく異なっているのが現状であり、これを踏まえず大人の常識で物事を判断していくのは非常に危険である。

II-2. リスクを知る

子供の安全を守る構造的な仕組みとして、法規制、サービス品質、教育・啓発がある。法規制については青少年インターネット環境整備法とがあり、各自治体の条例もある。ただこの内容については大人に知られていないという現状がある。サービス品質については、さまざまな取り組み（年齢別レーティング制度や、18歳未満の場合の保護者の管理が必要な仕組み等）が実施されているが、ベンダーによって定義内容がまちまちであったり、容易に偽証できたりするなど改善が必要な状況もあるのが現状である。教育・啓発については現在では学校教育の場で実施されているが、子供を中心的に指導する立場にある10歳未満の保護者の場合、必ずしも学校の保護者会等で啓発や学習を受けておらず、テレビや本、パンフレットが中心となっている。トラブルの場としては、フリマアプリ、オンラインゲーム、SNS等があり、そこでは闇バイト、違法売買、詐欺、アカウント売買等の等の犯罪やトラブルに巻き込まれるリスクがある。なお、子供のサイバー犯罪のパターンとして元は被害者だった者が報復のため加害者となってしまうケースもある。

II-3. 対処を知る

子供からは「大人には相談できない。迷惑をかけたくないし、そもそも相談しても（サイバー空間を大人は）知らないからわかってもらえない」と思われている。そういった意識を変えてもらうためにも子供の常識やリスクを正しく理解しておくことが必要である。子供を守る対処としては、フィルタリングサービスやペアレンタルコントロールがあるが利用が進んでいないのが現状。その原因の1つとして、かつての当該サービスのイメージ（決して使いやすいものではなかった）を大人がアップデートできておらず、利便性との関係から安易に放棄してしまっている状況もある。（今のサービスは相当洗練されたものとなっているにも関わらず）

まずは大人が法律や今の常識、有効な対処方法を知り、子供の権利も認めつつ、しっかりと子供の話を聞き、それを受け容れていくことが必要だと考える。

【所感】

非常に身近な話で、サイバー空間に関する大人の非常識？を再認識させられる内容であった。講演後の質問も情報モラル教育や子供の権利と対策実施の関係について、リアルな人間関係構築との関連について、状況を客観的に計測する手法について等、活発な質疑応答があり、関心の高さを実感させられた。翻って我々が通常実施しているシステム監査においても「常識」としてとらえているものが今でも本当に常識なのか？という懐疑心を持つことの重要性を再認識できる講演であったと思う。

以 上

<目次>

注目情報 (2022.3～2022.4)**■第7回産業サイバーセキュリティ研究会が開催されました。(経済産業省)**

経済産業省において、4月11日に「第7回サイバーセキュリティ研究会」が開催されました。

今回の研究会においては、昨今のウクライナ問題や、DX・テレワークの推進に伴い、サイバーセキュリティリスクが高まっているとの認識から、「サイバー脅威の増加を踏まえた、攻めのサイバーセキュリティ強化へ」と「サイバーセキュリティ対策についての産業界へのメッセージ」が検討されました。

特に、サイバーセキュリティ対策についての産業界へのメッセージについては、具体的に次の4つのポイントについて言及されています。

1. サイバーセキュリティ対策を徹底し、持続可能な体制を確立する
2. 感染が確認された場合には、適時、報告・相談・対応を行う
3. 中小企業においては「サイバーセキュリティお助け隊サービス」などの支援パッケージを活用する
4. IT サービス等提供事業者は、製品・サービスのセキュリティ対策に責任を持つ

内容としては上記のポイントにおいて、中小企業向けとベンダー向けに分けて対策案が記載されており、昨今増加の傾向にあるサイバー攻撃（Emotet やランサムウェア）への対処や、BCPの高度化について参考になる情報も掲載されています。

詳細は、以下のURLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/007.html



<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会 (東京)

第 267 回	日時	2022 年 5 月 18 日(水) 18:30~20:30
	場所	オンライン (Zoom ウェビナー)
	テーマ	「令和 3 年改正個人情報保護法」について(仮称)
	講師	個人情報保護委員会
	講演骨子	令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 3 年法律第 37 号)により、公的部門及び民間部門における個人情報等の取扱いに関する規律が個人情報保護法に一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールが規定され、全体を個人情報保護委員会が一元的に所管することとなりました。本講演では、改正後の個人情報保護法について、改正の目的・骨子、改正法の各規律の概要等をご説明するとともに、令和 5 年春の完全施行に向けた今後のスケジュールや地方公共団体等において必要となる対応等についてご説明します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/267.html

■ SAAJ 月例研究会 (東京)

第 268 回	日時	2022 年 6 月 15 日(水) 18:30~20:30
	場所	オンライン (Zoom ウェビナー)
	テーマ	JUAS「企業 IT 動向調査 2022」の結果からみる、デジタル経営の分岐点
	講師	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会 (JUAS) シニアマネージャー 山畔秀雄 (やまくろひでお) 氏
	講演骨子	企業 IT 動向調査は 28 回目を迎えました。2021 年度調査は「デジタル経営の分岐点」を重点テーマに掲げ実施しました。DX 推進、情報セキュリティ、IT 投資の動向など、調査からみえてきた現状と今後の見通しを解説します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/268.html

<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】



新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.saaaj.or.jp/index.html>
- ・会員規程 https://www.saaaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「発注者のプロジェクトマネジメントと監査」「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」「情報システム監査実践マニュアル」などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「公認システム監査人」と「システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 S A A J 協会行事一覧 】 赤字：前回から変更された予定			2022.4
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
4月	14：理事会	18：第 266 回月例研究会 初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行	17：春期情報技術者試験・情報処理 安全確保支援士試験
5月	12：理事会	18：第 267 回月例研究会 中旬・下旬土曜：春期 CSA 面接	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 9：理事会 21：年会費未納者督促状発送 22～：会費督促電話作業（役員） 28：支部会計報告依頼（〆切 7/11） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	上旬：春期 CSA 面接 15：第 268 回月例研究会 中旬：春期 CSA 面接結果通知 中旬・下旬：春期 CSA 認定証発送	3：認定 NPO 法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7月	5：支部助成金支給 14：理事会	13：第 269 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内	11：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 6：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	
9月	8：理事会	2：第 270 回月例研究会 30：秋期 CSA・ASA 募集締切	
前年度に実施した行事一覧			
10月	14：理事会	7：第 261 回月例研究会	23：13:30 活動説明会
11月	9：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/7〆切） 11：理事会 16：2022 年度年会費請求書発送準備 26：会費未納者除名予告通知発送 27：本部・支部予算提出期限	9：第 262 回月例研究会 中旬：秋期 CSA 面接 下旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 下旬：CSA 面接結果通知	
12月	1：2022 年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 9：理事会：2022 年度予算案 会費未納者除名承認 第 21 期総会審議事項確認 11：総会資料提出依頼（1/11〆切） 14：総会開催予告揭示 20：2021 年度経費提出期限	2：第 263 回月例研究会 16：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔申請期間 1/1～1/31〕 24：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日
1月	11：総会資料提出期限 16:00 11：役員改選公示（1/24 立候補締切） 13：理事会：総会資料原案審議 24：17:00 役員立候補締切 29：2021 年度会計監査 31：償却資産税・消費税申告 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 19：第 264 回月例研究会 21：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕	7：支部会計報告提出期限
2月	3：理事会：通常総会議案承認 28：2022 年度年会費納入期限	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	18：第 21 期通常総会
3月	4：年会費未納者宛督促メール発信 10：理事会 28：法務局：資産登記、活動報告書提出、東京都：NPO 事業報告書提出	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 4：第 265 回月例研究会	

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2022 年の会報年間テーマは

「この変化の時代にシステム監査が目指すもの」です。

様々なことが変化、進化していく時代の中で、システム監査人は何をを目指す必要があるのか、システム監査は何を目的として、実施すべきなのか、その対象範囲やシステム監査人に求められるスキルはどのようなのかという点について、整理・検討が必要なタイミングではないかと考え設定しております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第 1 号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

□ ■ 募集記事		
1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードください。 https://www.saaaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードください。 https://www.saaaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っておりません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saa-j.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <http://www.saa-j.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saa-j.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、金田雅子、越野雅晴、坂本誠、辻本要子、豊田諭、野嶽俊一、柳田正、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス：saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）

Copyright(C)1997-2022、認定 NPO 法人 日本システム監査人協会

<目次>